

〔平成二三年度共同研究〕近世東アジアにおける商人と官僚制に関する比較史的研究

朝鮮時代の商人文書について

——綿紬塵文書を中心に——

須川 英 徳

一、はじめに

本稿に与えられた課題は、朝鮮時代の商人文書にたいする概観と、二〇〇一年十二月に実施した京都大学河合文庫所蔵の綿紬塵文書にたいする調査結果についての現時点での報告である。

まず、朝鮮時代の商人文書についてであるが、現在までのところ、商人文書をどのように分類するかについて、朝鮮史研究者のあいだで共通的理解があるわけではない。従来は、その史料がどのような形態の商業従事者に関係するか、あるいは文書そのものの作成目的などによって、便宜的に呼称が付けられていただけであり、分類と呼びうるほどのものではない。具体的には、官庁に物資を納入する指定請負業者である貢人に関わるものであれば貢人文書、商人である裸負商に関わるものであるば裸負商文書などと呼んだり、文書の内容に応じて貢人權の売買証文を順次に貼り合わせていった貢人權売買文記、開城商人による帳簿であれば開城簿記などと呼んでいたわけである。

ここでは、後述する綿細塵文書の史料価値がどのようなものであるのかを理解するとともに、朝鮮時代の商人文書の残り方を考察することで日本をはじめとする他国の近世商人文書さらには商人の存在様態への比較研究への手がかりを得るために、仮に、作成主体とその目的を基準として、暫定的な分類を試みてみよう。なお、ここで文書とは、歴史史料というほどの広い意味で用いる。

二、朝鮮時代の商人関連文書の分類

朝鮮時代の商業を研究するためにはさまざまな歴史史料が用いられるが、実は、商業従事者によって作成され、それがそのまま、あるいは写本として今日まで伝来したものは必ずしも多くない。まず、商業従事者ではない者によって記録された商業関連史料から概説しておこう。

a. 商業に関わるが、商人自身が作成したものではない史料

1. 官編史料

研究史的に見ると、商業従事者自身が作成したものよりも、官庁によって作成された、あるいは、それをもとにさらに編纂された史料が多く用いられてきた。例えば、朝鮮時代の各国王の正史として王の没後に編纂された「実録」、国王の秘書室とでも言うべき承政院が日々の政事を毎日生々しく記録した「承政院日記」、軍事および経済など軍国の重要事項を管轄する備辺司の会議記録である「備辺司臚録」、正祖以後の国王の公式日記である「日省録」などがそれに該当する。これらの史料はもとより商業史料というのではなく、商業に関連した問題が発生し政府上層部

での議論になったときにはじめて記録として残される性質のものであり、他分野の研究においても基本史料とされるものである。

史料の残り方に触れておくと、高麗のものは、『高麗史』・『高麗史節要』という朝鮮王朝によって編纂された正史を除けば、十二世紀初の中国からの使節が書き残した『高麗図経』ぐらいしかなく、新たな発掘は期待薄である。このような事情は朝鮮時代に入った十五・十六世紀においても同様であって、基本史料は依然として歴代国王の正史である『実録』である。他に文集類、土地・奴婢の売買文記、近年では新たに発掘刊行された日記類なども利用されるようになっていくが、断片的な記述である。とはいえ、十七世紀になると上述の『承政院日記』・『備辺司謄録』などが加わり、十八世紀以後には加速度的に豊かになってくる。

官庁関連の文書として他に、各官庁が日々の業務に関連して、上部機関から受けた指示や報告、発令した指示などを取りまとめており、十九世紀後半のものは比較的多く残されている。近年になってそれらが韓国の国史編纂委員会から「各司謄録」というシリーズ名で清書公刊されており、これらもまた上述の正史や政府上層での議論を収録した史料類からは窺うことのできない現場の動静と対応を伝えてくれる。例えば、開港場仁川に設置された仁川港監理署と外交を統括する官庁である統理衙門との間の往復文書を記録した「仁川港関草」は、開港場仁川の朝鮮商人にかんする貴重な史料となっている。

さらに、『経国大典』をはじめとする法典集や、先例や制度についてまとめた「万機要覧」なども基本政策や法令を知るうえで重要である。

2. 官編商業史料

これらの史料がほんらい商業関連の文書として作成されたものではなかったのにたいし、官庁の手で商業関連の記録

として作成されて保存された文書がある。

ことに、官庁が必要とする物品を納入する指定業者であった貢人に関するものと、漢城でいわば官許商人であった市塵商人にかんするものがいくつか残されている。

たとえば、貢人たちが抱えている問題を把握するため一七五〇年代に作成された「貢弊」六巻は、それぞれの貢人が提出した訴えとその一々にたいする対応策がまとめられたものである。これと同じ形式で作成された「市弊」三巻（第一巻は散逸）は、市塵商人の抱えていた問題を伝えてくれている。貢人・市塵商人にたいしては国王が親しく訴えを聞く「貢市人詢」がしばしば行なわれており、この「貢弊」「市弊」はそれらをまとめて備辺司の手で編纂したものであるが、現存するのはこれだけである。さらに、市塵商人からの訴えとそれへ処理をおそらく平市署でまとめたと考えられる「市民謄録」と備辺司でまとめられたらしい「各塵記事」は、その成立経緯は不明であるが、ともに十八・十九世紀の市塵商人にかんする重要な史料である。

また、戸曹などの官が作成して商人団体などに頒布し官との関係をさだめた規則である「節目」（節目とは規則というほどの意味である）が、いくつかの貢人契と市塵について現物が残されている他、「備辺司謄録」などにもその全文が載せられていることがある。

その他に、客主にたいして官房（王族の祭祀や生活のための国家機関）などが客主権を認定するとともに納税の義務を課した「節目」もまた十九世紀のものという时期的な限定はあるが、かつての王室図書室であった奎章閣（現在はソウル大学に移管）の図書として所蔵されている。

さて、ここまで紹介してきた商業関係史料は、いずれも官によって編纂された記録である。そのなかには貢人・市塵商人によって提出された訴えも収録されているとはいえ、あくまで官が編集した史料である。韓国ではこのような

史料を官辺資料もしくは官辺文書と総称している。

b 商人団体もしくは商人によって作成された文書

1 商人団体史料

朝鮮時代の商人団体には、貢人が納入物品ごとに結成した貢人契、漢城の市廛商人が同業商人ごとに結成していた廛が有名であり、そして、行商人である襍負商が郡県などを単位に地域ごとに結成した任房の規約や役員名簿などがある。

まず、襍負商のものは、一八五一年に「礼山任房立議節目」が政府からの指示に従って作成され、官に提出、認可を受けたことが契機となり、以後地域ごとに組織結成が進んでいく。開港後の一八八三年に襍負商を統括する中央組織である恵商公局が設置されると（一八八五年に商理局と改称）、その指導下に地方の襍負商組織が整備されていき、地方ごとに相互扶助や内部規律を定めた規約が数多く定められた（その一因として、開港期には襍負商が準軍隊的存在として政府によって組織化されたことを指摘できる）。その役員名簿なども含め、数多くが現存している。しかし、これらの文書は、個々の襍負商の営業実態を伝えるものではない。

貢人契にかんして、先述の「貢弊」では、九十八種にもほる貢人からの訴えが列挙されているが、個々の貢人契について彼ら自身が作成した規約などを記録した内部文書はきわめて少ない。その一例として木材を調達する貢人である外都庫の構成員たちが作成した「外都庫完議」・「外都庫立議」など、数えるほどのものが現存する程度である。これによって、外都庫の内部組織や彼らが定めた規約などを知ることができるが、他の貢人契の内部組織を伝えるものが少ないので、十分に比較検討することは難しい。のみならず、これらはいわば同業組合としての貢人契の文書であるために、個々の構成員の経営状態を伝えるものではない。

市塵にかんしては、輸入絹織物を扱う市塵である立塵の「立塵完議」が以前から知られており、これに基づいたいくつかの研究もあつて、十九世紀末の立塵内部組織についてはある程度知ることができる。しかし、そのほかの市塵については、現在まで内部文書を用いた研究は出されていない。実は、後述する河合文庫所蔵の膨大な綿紬塵文書は、その存在が早くから知られていたにも拘らず、今日まで部分的に言及されたことはあつたが、貴重書であるためにその閲覧やマイクロフィルムからの複写など諸般の手続きが一般書籍に比して煩瑣であることと、その分量の膨大さのために全体像が把握しにくいなどの事情から、その史料価値に反して、これまでほとんど利用されてこなかった。本稿では次章で綿紬塵文書について、現時点で把握できたことがらを紹介する。

2. 個別商人史料

まず、先述の貢人契や客主に関連する文書として、貢人契の権利や客主権を売買した文書が残っており、それらの権利が十八世紀後半からさかんに売買され、かつ、その価格も上昇したことが知られている(呉美一「十八・十九世紀貢物政策の変化と貢人層の変動」『韓国史論』十四、一九八六。李炳天「朝鮮後期商品流通と旅客主人」『経済史学』六、一九八三)。しかし、留意されるのは、呉・李両論文ともに、貢人權・客主権売買の史料として用いているものが、奎章閣に所蔵されていた古文書類であることであり、文書の一部は王室の財政機関であつた内需司と王族の祭祀と生活のための機関であつた宮房が、土地その他の財産文書とともに所蔵していたものであることが文書綴りの題名から明らかなことである。他の、一枚ものの史料もまた内需司や宮房の権利関係の文書として所蔵されていたものと推測される。つまり、たしかに個別経営の権利に関わる売買文書ではあるのだが、現存するものは商人文書というよりは、国家機関の、それも王室・王族の家計機関という特殊な機関の財産目録の一部としてであることが特徴的である。なお、奎章閣は十八世紀末に古今の貴重書などを集めて設立された王室の図書館ともいべきものであり、本来

は官庁・宮房が所蔵した文書を収集したのではない。このような宮房の財産関連文書が奎章閣に入っている理由として、土地調査事業の実施にともなう王室・宮房の土地権利関連文書の収集整理が行なわれ、それらが奎章閣図書を引き継いだ総督府図書室にそのまま移管されたことが推測される。

それでは、商人自身が作成した商業関連文書で、個別の商人の経営を窺わせるものは残っていないのだろうか。現存するものとしては、開城商人の帳簿が少し残っているようだが、ほとんど解読されていない。また、個々の商人が発行する一種の手形である於音（オウム・魚鱗とも。音通。期日・金額を明記し振出人が持参人に直接支払うもの）が残っており、博物館などで目にする事ができる。

朝鮮総督府属託善生永助は一九一〇年代に各地の在来の商慣習を調査してどのような書類が商取引に関係して作成されているかを報告した（朝鮮総督府「朝鮮人の商業」、一九二五年）。それによると、於音は他人への譲渡が可能であるが、支払いまでの期間が五日ないし十日と短期間であるために、一回または二回の譲渡に過ぎなかったという。於音とは別に、遠隔地との決済のために、換簡と呼ばれる金銭の支払いを委託する手簡を作成した。換簡には支払い期限が指定されているものとそうでないものがあり、換簡もまた、於音のように譲渡可能であった（換簡は商人どうしでの支払い委託であり、これによりそれぞれの支払いを相殺したが、大韓帝国時期には外換と称して官による地方からの租税送金と相殺するものもあった。いずれも、送金などの金融業務を担当する専門的金融業者が存在しなかったためである）。他に、任置状（物品・金銭の預かり状。金銭貸借の担保にもなる）、船之証（船都録とも。船で荷物を運送するとき、荷送人が作成して船主に交付する場合と、船主が作成して荷送人に交付する場合とがあった）、出次票（預けた金銭・物品の支払いをさせるために作成）など、商取引のためのさまざまな書類が紹介されている。また、帳簿類としては、日々の取引を随時記入する日記冊、日記冊に記入した取引を項目または事項別に整理して記入

する長冊があつた。長冊は業種によつて形式が若干相違し、掛売りを記入する外上長冊、掛買いを記入する他給長冊、商品の出入りを記入する物入長冊、収支計算を記入する会計冊など必要に応じてさまざまな種類があつた。これらの帳簿類は、実際の必要や後日の紛議に備えて長期にわたつて保存したという。なお、同書には、高麗時代以来、商業がさかんであつた開城の商人が付けていた開城簿記の記帳例も付せられており、参考にならう。なお、客主の売買手数料である口文の受取記録で、上述の奎章閣図書として現存するものがある(『魚物口文日記冊』一八九九)。

しかし、これらの文書類は現在のところ体系的な整理がなされておらず、どこにどのようなものが現存しているのか、把握が困難である。そのため、研究の現段階では、開城簿記の記帳方法について、それが近代的な複式簿記の性格を有するか否かという論点をめぐるいくつかの研究があるにすぎない。そして、個々の商人の経営に立ち入つた研究は残念ながら一つも出ていない。

さて、朝鮮の商人が作成した文書はこのようであるが、実は朝鮮の場合、日本近世の商家の場合とは事情が異なり、今日まで経営が続く経営体がまつたと言つてよいほど無いために(例外的だが、韓国のOBビール経営者は問屋類似の業務を営んだ客主の出身であつたと言ふ)、また、商経営それ自体が容易に参入・退出可能な分野であつたために(これについては本書所収の別稿を参照されたい)、たとえばヤマサや三井のような、個別経営の変遷や全体像を描くことを可能にしてくれるようなまとまつた文書類が伝来してないのである。

これは、朝鮮時代の人々が文書類を大切にしなかつた、あるいは作成しなかつたからではない。近年、韓国の国史編纂委員会や精神文化研究院、さらには嶺南大学などの各研究機関によつて地方文書の発掘と公刊が意欲的に進められているが、それらは地方の書院・郷校といった私立・官立の教育機関が所蔵したもののほか、多くは地方の地主であつた両班家門が所蔵していた文書である。それらのなかには、官職への任命状である教旨や個人の日記などのほか

に、小作料徴収簿である秋収記や土地・奴婢の売買文記、財産分割にさいして作成された分財記など、個々の地主家の経営を生き生きと伝えてくれる経済史関連史料も含まれており、自身の権利関係を保証してくれる文書類の作成と保管には注意が注がれていたことが明らかである。また、そのような文書類は、家門の伝統と由緒正しさを示すものとしても、その代々の子孫たちの手で今日まで大事に伝えられてきたものである。ここには、その文書によって保証される権利関係が消滅しても子々孫々まで代々伝えようとする内的動機とそれを支える地主経営（もしくは、その主体である両班家門）の持続性という二つの要因があったことを指摘できよう。

それでは、商人の場合はどうであったのか。上述のように朝鮮時代の商人たちも自己の経営に関する商品仕入れや売り掛け、そして金銭の出納など、種々の帳簿類を作成していたのだが、別稿で考察したように、商業への参入と退出が比較的容易であったという事情のために、たとえば地主へと転身し両班の隊列へと潜り込んだときには、あまり誇ることのできない過去を証拠だてるまったく不要な紙屑でしかなかった。また、日本の富山の薬売りのように顧客名簿が高価に売買されるということもなかった。朝鮮時代、商人や手工業者は卑しい者のように見られていたために（このような意識は現代韓国にも存在する）、敢えて保存したところで家門の誉れとはならないものであった。つまり、偶然に伝来することはあっても、その子孫たちが意識的に保存しようとする対象にはなりにくかったのである。

また、特定の分野に経営を絞るのではなく、買人權の所有のあり方から知られるように、土地所有も含めたさまざまな分野に多角的に投資を行なって利殖を図っていたために、特定分野での経営の持続性が弱かったことが考えられよう。あるいは、両班や宮房などが経営権である主人権を持ち投機的な売買の対象としながら、実際の経営は別の人間に任せていたことも、経営の持続性を弱める要因であった。そこには、朝鮮後期の身分制度に由来する問題が存在する。親から子、子から孫へと同じ分野の商いに従事し、信用と商いへの熟達によって着実に拡大していこうとする

志向は比較的希薄な社会だったのである。つまり、昔からのお得意様との信頼関係の証であり経営の持続性の象徴でもある帳簿類を、先祖の残した重要な古文書と感じて、実際の必要を超えて保存しようとする意志は弱かったのである。それゆえ、今日まで伝来する個別商業経営に関する文書が極端に少ないのである。さらに外的要因として付け加えるならば、開港後の激しい社会変化の荒波にさらされ廃業の憂き目に遭って散逸する可能性は日本よりも高かったことも挙げられ、さらに、朝鮮戦争の混乱によって失われたものも多かつたと思われる。

さらに日本とは異なる事情を考えるならば、地方の地主家は塩や米の価格変化にたいして神経を使っていたにも拘らず、彼ら自身は副業としてたとえば醸造業や織布業のような商工業分野に持続的経営としては手を染めなかつたことが重要である。そのため、比較的多くの古文書を蔵している地方地主家の文書に自家の経営としての商工業経営関連の史料が混ざって残っている事例がないのである。その結果、農村における商工業の実態は、零細な経営や農家副業水準の経営では文書資料そのものが作成されにくいために、未解明な部分が多い。

朝鮮時代の商業関連文書の現況は以上のようなようである。資料の残存の仕方に、官庁関連資料が主であり、商人自身によって作成されたものは僅少であるため、それが研究の隘路になっているという事情があることに留意しておこう。

三、綿紬塵文書のアウトライン

1. 綿紬塵と市塵について

綿紬塵文書の説明に入る前に、市塵および綿紬塵について概説しておこう。

まず、朝鮮王朝初期から漢城城内に品目に応じて商業地区が設定されたが、太祖代にはおおよそその位置が指定されたにすぎなかった。このときに指定された商業地区は、王位継承をめぐる争いから一時開城へ還都したこともあって、それ以上の整備はなされなかったようだ。十五世紀初めの第三代太宗の時代に入り漢城を都とすることが再決定されたのともない、官設の市廩行廊が、漢城を東西に走る大路である鍾路と南大門から北上する大路との交差点である鍾閣の十字路を中心に、主に鍾路沿いに建設された。この官設行廊に商人たちが出店して成立した商業地区が市廩である。廩とは店の意である。市廩行廊の建物が具体的にどのようなものであったのか不明であるが、独立した店舗建築というよりは、渡り廊下のような建物で、それを適宜に区切って店舗として使用したのではないかと想像される。

市廩成立の当初から同業者を同じところに集めて場所を指定して営業させたようであり、個人が勝手に好きな場所で営業することは禁じられていた（『世宗実録』世宗二年閏正月戊戌、「世祖実録」世祖五年八月甲寅）。また、その間口の間数に応じて戸曹が収税すると『経国大典』戸典雑稅条には定められているが、これは使用料のような性格の税であろう。

十五世紀半ばには、取り扱い品目ごとに同業組合である廩が結成されたようであり、朝鮮前期では、それぞれ取り扱い品目を冠した立廩・白木廩・鉄物廩・綿紬廩・木花廩・綿子廩・魚物廩・塩廩・牛馬廩（史料では「前」とも表記しているが、音通）などが設立されていたと確認できる（下光錫「朝鮮後期市廩商人研究」、慧眼、二〇〇一年、十六頁）。このような品目ごとの廩の結成とともに、廩ごとの専売権が認定されていたようである（十六世紀半ばの史料（『中宗実録』中宗三十六年十一月条）で、市民でない者が勝手に市廩物種を売買したことを平市署に告訴した記事がある）。

また、当初の官設行廊もまた、建物の老朽化などによる改修を経て、しだいに官設行廊の指定位置は維持しながら

も、各塵ごとの独立した建物に変化していったようだ。

市塵は、漢城府と平市署の監督下におかれていたが、市塵の間架数や姓名を登録した収税簿を漢城府で作成するよ
うにとの指示が端宗元年(一四五三)に出されている。また、市塵行廊の使用税を納めたが、十五・十六世紀におけ
るその他の彼らの負担はなんらかの労役負担もあったようだが(端宗実録、元年八月)、詳細は不明である。また、
外国使臣が持ち込んだ物品の購入や貢物を郡県に代わって代納する防納など、官府と密接に関係した商業も営んでい
る。

十七世紀以後には、新設の塵も増加し、旧来の塵との紛争が発生する。また、市塵にたいする国役負担の分定や中
国への朝貢品目である歳幣物品調達の円滑化のために、有力な塵を六矣塵に指定している。六矣塵は、時期により必
ずしも6個の塵とは限らず、7個8個の場合もあった。

また、市塵にたいする官の管理方式もこれとともに変化したようで、上述の収税簿とは異なって、姓名は記載せず
に各塵の取り扱い品目を記載した「市案」が作成されるようになった。また、雑多な労役である国役を負担している。
具体的には、中国からの使節の接待や王室祭祀での雑役、蔵氷のための労役、宮闕・各司の清掃やかんたんな修理そ
の他である。また、王室・各司で急に必要となった物品の調達も行っており、それが市塵の取り扱い品目に無い場
合には、六矣塵が中心となって調達した。

実は、朝鮮初には市塵が官司に物品を納入することは制度化されていなかったものであり、王室や官庁が必要とする
多様な現物は、原則として、郡県に分定した貢納やそれを原料とした官庁手工業によって調達されていたのである。
そのような体制が、貢物代納の拡大や官庁手工業の解体によって変質するとともに、市塵には王室・官庁への物品供
給機能が追加的に期待されるようになったのであり、そのための市塵管理体制もまた行廊税と労役徴収のためのもの

から、歳幣品目を中心とする物品調達のためのものへと変化したと考えられる。これは、貢納制における大同法の施行と貢人の選定と軌を一つにするものであり、具体的には、六矣廩の指定や市廩物種を中心とした市案作成であり、市廩商人の独占権を保証する禁乱廩の制度化である。

さて、市廩の中心であった六矣廩は次の各廩である。

縉廩（立廩） 緋緞（輸入絹織物） 国役負担率 10分

綿布廩（銀木廩） 綿布・銀 9

綿紬廩 明紬（国産絹織物、綿と明は音通） 8

内魚物廩 干魚・海藻 5

外魚物廩 塩魚 4

（内・外の魚物廩は十九世紀には合併と分離を繰り返している）

青布廩 中国産色付き綿布・宕巾・帽子輸入 3

紙廩 紙 7

苧布廩 苧布 6

これら六矣廩の他にも国役を負担する市廩が存在し、合計37個の市廩（有分廩）がその規模に応じて、定められた比率で国役を負担した（この負担率については、有分廩の分数合計105を便宜的に100として $n/100$ 、 n は各廩の分数、で分配したという説、立廩分数10が賦課される役の100%負担であり、それを基準に $n/10$ で負担したという説とがある）。その他の国役負担が定められていない群小の市廩（無分廩）も多数存在した。

市廩の国役負担への代償として行なわれたのが禁乱廩の制度化である。十七世紀には各市廩はそれぞれが扱う商品

(物種)を漢城府平市署の市案に登録していたが、登録された市塵物種を当該市塵民ではない者が漢城府の管轄領域である城底十里の範囲内で勝手に売買すること(乱塵)はできなかつた。そして、乱塵行為を発見した場合、ただちに漢城府に連絡して乱塵人を拘束、商品を押収して漢城府に連行した。一七九一年、六矣塵(このときは、立塵・綿布塵・綿紬塵・布塵・紵塵・紙塵)を除き、禁乱塵権を廃止している(辛亥通共)。その後、禁乱塵の対象となる六矣塵の範囲に若干の出入りがあつたが(布塵と紵塵の統合分離、青布塵や内外魚物塵の編入)、一八九四年の甲午改革で禁乱塵権が全面廃止にいたるまで、一般市塵の禁乱塵権は復活しなかつた。

その他、官府との関係として重要なものは、公金を委託され利殖活動(高利貸金融)を行なつていたことが挙げられる(朝鮮後期の市塵の実態については、卞光錫「朝鮮後期市塵商人研究」(慧眼、二〇〇一年)が詳細である)。

2. 今回複写できた史料

今回の国文学資料館による京都大学河合文庫所蔵綿紬塵関連文書(以下、綿紬塵文書)の調査は、江陵大学の朴慶洙教授と筆者との二人で、二〇〇一年十二月に三日間をかけて行なつた。あらかじめ、韓国書誌学会から刊行されている「海外典籍文化財調査目録—河合文庫所蔵韓国本—」一九九三、によつて「綿紬塵」印が捺されているなどのことから綿紬塵関連文書と推測される文書のほとんどの閲覧を申し込み、一部を筆写し、また、可能な限りマイクロフィルムからの複写を依頼した。

この綿紬塵文書の存在は実は早くから知られており、田川孝三「李朝貢納制の研究」(東洋文庫、一九六四)でも、第七編第二章、二「商人とその種類、1市塵市民」の部分に「本有司井間冊」「軍井間冊」を用いている。また、そのごく一部分であるが、韓国では河合文庫所蔵の「吐紬契会計冊」「水紬二所伝掌摺録」「措備契伝掌摺録」が、東洋

文庫に所蔵されている綿紬麿の文書二冊（「綿紬麿」、「綿紬麿日用冊」とタイトルが付せられているが、その内容から判断して、「綿紬麿」と題されているものは河合文庫にも同種で年次の異なるものが所蔵されている綿紬麿大房の「日用冊」で、戊寅年「二八七八」のものであり、「綿紬麿日用冊」と題されているものは、乙丑年から辛卯年「一八六五—一八九二」の綿紬麿全体の会計にかんする帳簿である）とともに亜細亜文化社から一九八四年に影印出版されている。

しかしながら、今日にいたるまで、この綿紬麿文書が十分に利用研究されてきたとは言いがたい。その理由として、文書の量が膨大であるため、その全体像が把握しにくいということが挙げられよう。目録から確認できるだけでも、綿紬麿に関わると見られるものが二〇タイトルであり、その中には「日用冊」のように一タイトルで巻に及ぶものもある。それゆえ、教冊を閲覧もしくは複写しても、それだけでは、綿紬麿の構造はおろか、その文書がどのような用途のものであったのかすら理解できないであろう。

幸いに今回の調査では、目録で「綿紬麿」印が捺されているものすべてに加え、「戸曹節目」など重要と考えられるものを閲覧したうえで、マイクロフィルムからの複写および筆写をすることができた。ただし、時間と費用の制限があり、複写できたものはその一部分でしかなかった。

その結果、河合文庫所蔵の綿紬麿文書は、どうやら次のような性格のものではないかという暫定的な結論を得ることができた。

綿紬麿都家（綿紬麿という同業組織の本部事務所）に所蔵されていたもの。

乙丑年（一八六五）以後に作成されたものが多い（乙丑接用冊）に「乙丑年正月三十日失火、故追後載録」と

あることから、火事が原因でそれまでの文書・帳簿が焼失し、新たに作成したためと考えられる。

構成員の個別の売買記録ではなく、綿糸塵という組織に関わる文書。

綿糸塵が解散したときに所蔵していた文書や帳簿類がまとめて廃棄処分されたものらしい。

今回複写した資料は次の通りである。

〔乙丑雑物都録冊〕

綿糸塵の都家に所蔵されていた品物と文書の目録

最後は乙未(一八九五)の記録

〔戸曹諸各塵応軍節目〕

光緒十三年(一八八七)に作成された市塵民の役負担規定

〔議政府綿糸塵節目〕

光緒十二年に作成された公貿・方物代価支払い方式の規定

〔乙丑歳幣貢案冊〕

乙丑年以後の綿糸塵民の名簿、最後は丁酉(一八九七)

〔辛巳為始錢木布米先受冊〕

辛巳(一八八一)から丁酉(一八九七)までの戸曹からの錢・木・布・米の受取記録。

公貿易の対価か? 甲午(一八九四)以後は、木・布・米を錢に換算して受取り

〔乙丑正月日貿易落本冊〕

乙丑から辛卯(一八九一)までの宮殿修理などの役に伴う官吏への補用所からの札錢支

出記録

〔膳録〕

綿糸塵のさまざまな慣行や負担についてまとめたもの

〔歳幣貢案〕

道光十二(一八三二)作成、歳幣負担方式の規定

〔戊子十一月日別出次知盟文膳録〕

戊子(一八八八)から壬辰(九二)まで、綿糸塵の運営に関わる討議決定事項

を収録

「戊戌正月日別出次知盟文曆録」戊戌（一八九八）から癸丑（一九一三）までの決定事項を収録。一九一三年が最後の記録（この年解散か？）

「乙丑正月日方物次知会計冊」中国への使節が持参する方物の負担に関する出納簿

辛酉（一八六二）から甲子（一八六四）まで

表紙に乙丑と記されている理由は不明

「乙丑正月日方物次知会計冊」中国への使節が持参する方物の負担に関する出納簿

乙丑（一八六五）から丁丑（一八七七）まで

「各房房税冊」

綿糸屋の各房に出店していた構成員からの出店料収納簿

乙丑年から辛卯（一八九一）まで、六月・十二月に分けて年間五両（銅錢50枚）ずつ収納

「乙丑正月日尚房散貸銭冊」宣惠庁・漢城府・平市署・雲山見宮・右捕庁などから貸付けられた資金の利子についての返納記録。一八九五まで

「日用冊」

大房の日用の雑費の出納簿、一、六の日に記帳

六十日に一回（二、四、八、十、十二月）、収支を決算、不足分は補用所から支出

今回複写したものは、

丁卯一八六七、戊申六八、己巳六九、辛未七一、乙亥七五、丁丑七七、己卯七九、辛巳八一、丁亥八七、戊子八八、己丑八九、辛卯九一、丁酉九七、戊戌九八、丁未一九〇七、戊辰〇八、己酉〇九

3 綿紬塵の機構についてのラフスケッチ

これらの資料から、綿紬塵の構造について、今後の分析のための暫定的な手がかりとして、次のようなことが判明した。

a 綿紬塵の構成員

まず、構成員は八十名（「歳幣貢案節目」、誰かが脱退もしくは死去すると代わりに新規参入することとなっており、「新参札」（新規参入金）は5両、参加年齢は二十五歳以上（「別出次知盟文贍録」己丑正月二十六日）と定められていた。しかし、実際には年齢を偽って参加している者も多かった。年齢は塵内の席次に関わるものであるが、なぜ年齢を偽っていたのかは不明である。また、一人分の参加資格を平衿と呼ぶが、半衿資格もあったために、八十人をだいたい超えることもあった。

新規加入にあたって、立塵は血縁が重視されていたようだが、綿紬塵の場合はそうではなかったようだ。「歳幣貢案冊」は綿紬塵の名簿であるが、誰の後任として加入したかを記してある。それによれば、前任者と後任者のほとんどが異姓であるので、すくなくとも父親が抜けて息子がただちにその後を継ぐというかたちでの父子相続はあまり行なわれていなかったと見てよいだろう（同姓による継承もいくつか見いだせる）。とはいえ、劉鎮祚・鎮璧・鎮祐・鎮玉・鎮圭、劉泰潤・泰溶、太龍燁・昇燁、徐琦錫・義錫、劉性祐・永祐、劉成桓・哲桓・嚶桓、田得潤・得淳・得源、車徳駿・徳範、白鳳圭・南圭など、あまり多くない姓氏であるにもかかわらず、同一の行列字を用いている組み合わせを数多く探し出すことができる。おそらく、彼らは、兄弟もしくは四寸（従兄弟）のような関係であろうと推測される。したがって、一族として代々綿紬塵人を輩出するというかたちでの世襲的加入があったことは十分に推測できる。

b 綿紬麩の店舗

綿紬麩の店舗は計7つの建物があり、その中を78の房に区分し、各房ごとに麩人が出店した。この各房にたいしては、年二回、六月・十二月に二両五錢ずつ綿紬麩が房税を収税していた。しかし、その徴収記録である「各房房税冊」を見ると、その全てが毎年収税されていたのではなく、まったく記録が無い、あるいは数回分しか記録されていない房も多い。したがって、各房はつねに誰かが営業していたのではなく、空部屋になっているものや、ほとんど出店されていない房も多かったのではないかと考えられる。この房税は綿紬麩の会計に入ったようである。

また、各房にたいしては、房税の他に、毎旬収税するものもあった。建物ごとに金額が異なっていたらしく、第一房9錢4分、第二房1両9錢2分、第三房9錢4分、後一房3両3錢6分、後二房3両8錢4分を、各建物の責任者である掌務が徴収している（「中部房貫冊」）。これは、「中部官房貫錢七両、私房貫錢四両、合十一両」と定められているものを適宜に配分したもののようだ（ただし、合計は10両9錢で一致しない）。

第一房 西邊1〜5房 東邊1〜5房

鍾路十字街東南（地図）

第二房 西邊1〜5房 東邊1〜5房

〃 〃

第三房 西邊1〜5房 東邊1〜5房

〃 〃

後二房私房 西邊1〜9房

鍾路十字街東南か？

私私房南門 東邊1〜4房

南大門付近か？

後一房 西邊1〜8房 東邊1〜8房 南邊1〜5房

鍾路十字街東南（地図）

後二房 東邊1〜4房

〃 〃

綿紬麩の店舗は、地図に示すように鍾路十字街を中心にして五つの建物と、私房と名付けられた二つの建物があった

た。鍾路十字街にあったものは、国初以来の官設行廊の系統を引くものである。これにたいし私房のほうは綿紬麩で独自に設立した店舗のようだ。

c 綿紬麩の組織

全体を統括する組織として大房があった。構成員の進退や綿紬麩全体に関わる事項は大房からの指示で役員の合議を経て決定している。「別出次知盟文牒録」はその決定事項についての記録であり、己丑年（一八八九）のものでは次の役職者が並んでいる。

大行首（1）、領位（3）、公員（2）、次知（1）、任（2）、軍中行首（1）、所任（2）、曹司（1、2）。

このような役職者の他に、

三座（5）、五座（10）、十座（不明）、禰房耳目（1）、などの役職が定められているが、時期によって若干の変化もある。

大房の下に目的ごとのさまざまな組織が結成されていた。

護喪所 慶人およびその家族の葬儀・祭祀を担当

補用所 歳幣代金などの余剰を入金、綿紬麩の会計を管理

補幣所

水細所

倭単所

預先所

吐紬契

措備契

歳幣契

白絲契

生殖契

裨房

都家

などを挙げることができる。

「贍録」には、大房の役員にたいする毎月と年末・年始の慰勞の規定があるが、それを「六所」で担当するものとされており、六つの所はそれぞれがなんらかの財政的な裏づけを備えた存在であったと想像される。

* * 契という組織は、特定の官庁に品物を納めるための貢人契類似の組織かと思われるが、* * 所のそれぞれの機能を含め、現時点でその詳細は不明である。

また、契ごとに、上用冊（契員の冠婚葬祭費の出納簿）、上下冊（新參札五両の入金記録）、伝掌記（契銭の納入記録および契員の貸借記録）を作成している。契の役員として、大行首・領位（3）・公員（2）を選定していることが伝掌録から分かるが、乙丑年正月では、水袖契・補幣所・倭単所の領位三名は同一人物であることが確認できた。したがって、綿紬塵人たちは各人が* * 所の運営に関わったり、* * 契などに所属して、塵としての国家にたいする物品供給業務を担当したり、各自の経営資金を契から融通されていたようである。しかし、具体的な説明は、すべて今後の課題として残されている。

d 綿紬塵の主要業務

綿紬塵文書のなかには、個々の商人経営に関する帳簿は含まれていなかった。これは、たんに含まれていなかったというよりも、綿紬塵として、個々の経営にたいして実情を把握していなかったのではないかと推測させる。綿紬塵の慣行をまとめた「謄録」の房舎収税の項には、「各房分銭定式、而各房皆有落本之称冤、此無他故也、因其多數所売欺隱実状、嫌其自出之多、胎害諸人之致也、自次知所這這窺察申飭之法、昭載財産収税式」とあり、役員である次知が赤字を口実に房税を免れようとする構成員の経営状態を観察することが定められている。しかし、経営帳簿を提出させるほどの規制は無かつたようである。

それでは、綿紬塵の主要業務は何だったのか。それを説明してくれるのが、「謄録」である。「謄録」の巻頭には、次のような目録（目次）が付けられている（ただし、割り注は略した）。

目録

逐日応行（大房と本庁に毎日出仕する役員への手当規定）

逐朔例下（平市署・漢城府に毎月納入する銭文の規定）

毎年例下（各官庁に毎年納入する銭文・袖などの規定）

有事例下（親鞫・葬儀、官の宴会、科挙などに納入する銭文・物品の規定）

例下（50余りの官衙の垂房「吏の詰所？」に単子「？」として六月または七月に納入する銭文規定）

府君告祀例下（20余りの官衙の垂房に単子として十月に納入する銭文規定）

臘月例下（25余りの官衙の垂房に単子として十二月に納入する銭文規定）

各處例下（司憲府・成均館の契房に定期的に納入する銭文・物品の規定）

終朔會計乾設 (大房役員への毎月の報酬規定) 縁故紙分児 (本文に説明が無い)

都下小酌 (単子納入後の小宴会の規定)

朔饌分児 閏朔朔饌 歳饌 (大房役員への定期的な報酬規定)

致慰設行 (大房役員への慰勞宴の出費規定)

礼捧分児 備物分児 (礼錢などの役員による分配規定)

白絲膳物分児 例付取息饌物分児

称余銀子饌物分児

束絲與綿子分児

両色割端紬分児 (中国との公貿易で得られた物品と官に納入した剰余の役員による分配規定)

ただしこの辺りの規定は目次と本文の項目が不一致)

房舎収税都数 分割都数 (各房への収税規定)

歳幣受価 預備受価人情 納上 (歳幣の代価として支給される木綿の分配規定と歳幣納入にさいしての関係官吏

への付届け規定)

進献受価 人情 堂即看品人情

方物封裏人情

進香使礼物 白絲例付

進献織造 方物規式 (進献・方物の納入にさいしての諸規定、進献用綿紬織造のための白絲輸入につ

いての規定、関係官吏への付届け規定)

水袖受価 各色水袖染価

白水袖 色水袖 (水袖・色水袖の受価納入と受価染色にかんする規定)

明礼宮上袖受価 納上人情 (明礼宮への上袖納入にさいしての官吏への付届け規定)

白吐袖受価 人情多少

各殿誕生日 人情

凡諸陳賀 人情

表裡封進前例 (白吐袖の受価納入とそれにもなう関係官吏への付届け規定および王族の慶賀への

封進規定)

色吐袖受価 各色染価 諸處人情 (色吐袖の受価納入と関係官吏への付届け規定、受価染色の規定)

倭人礼単受価 礼単進排 (日本使節への礼単受価納入と関係官吏への付届け規定)

通信使礼物 礼物恒式 (通信使礼物の受価納入と関係官吏への付届け規定)

清人礼単上袖受価 礼単受価

看品受価

都給節目

礼単

一勅礼物恒式 (清国使節への礼単受価納入と関係官吏への付届け規定)

各倉受米人情 戸曹米布折価 (受価納入の代価として米を受取る時の関係官吏への付届け規定)

修理大役 小修理 (宮中の修繕に出役するときの規定)

軒架大役 留館人情 (軒架への出役と勅使滞在時の出役と関係官吏への付届け規定)

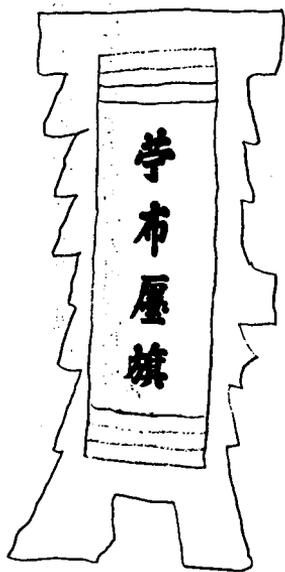
国恤贈録

吉例人情 (この二つについては相当する本文がない)

さて、これらの諸規定は、大きく見て、綿紬塵の役員にたいする報酬の規定、官衙・官房・王室への紬類納入にかんする規定、納入に関連する官吏への人情 (手数料兼付届け) の規定、国役として出役するさいの規定に分けることができよう。そして、これらが綿紬塵として執り行なっていた主要な業務内容であろう。なお、すべての進排に人情が付いて回っていたことも注意しておこう。

このような推測は、綿紬塵都家に所蔵されていた物品の目録 (「乙丑雜物都録冊」) によっても裏づけられる。これには、塵号を記した綿紬塵の旗や旗竿 (苧布塵のものが現存している。いずれも赴役時などに掲げたものであろう)、赴役時に用いる12流の統旗、各人が赴役時などに飾ったであろう孔雀の羽根、周鉢などの食器など、さまざまな物品の他、「各項文書冊新措備都録」と題されて文書類の目録が付されている。

首席先生案、任席先生案、望葬、立議、年齒、出市、三保、首席致慰、大房会計、歳幣貢案、各房房税、充定座目、吐紬矣備、生殖契上用、生殖契上下、生殖契贈録、貿



現存する苧布塵の旗。白地に黒文字、ひれ飾りは赤。

紬契上用、質紬契上下、質紬契謄録、行軍目、軍防口、齋上下、通三牌、雜物都録、軍井間、陵軍井、奴軍井、齋有司井、挾板有司井、使喚井、中部房貫上下、中部房貫各房上下、雛例庁例送、太学堂例送、都家差出、各房接用、耳也措備、大内修理謄録、粉板座目、房会計、別出次知立章謄録、本庁朔告祀輪回井間冊、

染監水袖挾板有司井間冊、諸各塵戸曹応軍節目、諸各処軍役事議政府謄給、

三保充数冊

これらのなかで井または井間冊と付いているものは、紙面を四角いマスで区切り、各人が出役または担当したときに、各人のマスに確認の印を記入していく形式の帳簿である。また、各契の上用冊は契員の冠婚葬祭にさいしての出費帳簿、上下冊は新参札5両の納入記録、伝掌謄録は契員の掛金支払いと掛金受取の記録である。

用途や内容の推測ができないものもあるが、綿紬塵の構成員に関わる名簿・規則類、綿紬類の進排に関わる帳簿、房税などの収税関係帳簿、各契の出納記録帳簿、さらに国役などの負担を各人について記録する帳簿類などが、綿紬塵としての主要な文書として保存されていたことが分かる。

したがって、綿紬塵として行なっていた業務は、官衙・官房への綿紬の供給、さまざまな国役としての労役負担、さらに、綿紬塵構成員の冠婚葬祭に関わるもの、さらに契を通じた資金融通と殖利などであったと見てよいだろう。

なお、宣恵庁・雲峴宮・平市署・漢城府・捕盜庁・訓練院・両班官僚などの資金を数千両の規模で受入れて、年利二割で運用することも行なっていた（「尚房散貸銭冊」）。

四、むすびに

朝鮮時代の商人文書には、個々の商人経営の実情を伝えてくれるものがほとんど伝来していない。その事情についてはすでに述べたところだが、綿紬塵文書のような商人による同業組織の文書もまた、個別経営や特定品目についての流通状況をまったく言っただけでよいほど伝えてはくれないのである。この辺りの事情は、同じ商人組合であっても、幕府・諸藩の意図する流通統制と関わって、流通の実態をある程度伝えてくれる株仲間文書や、個別経営文書が利用可能な日本近世の事情とは、大きく性格を異にする点であろう。その反面で、官との関わりで作成された文書は多数残されており、綿紬塵文書にもまた、そのような性格のものが多数存在する。これは、文書を保存（あるいは破棄）しようとする意志の介在や偶然的要素を考慮しても、それでも偏った残り方であると言わざるをえないだろう。つまり、朝鮮時代の商業が有する官との密接な関わりと、官へと向けられた商人自身の意識のあり方、さらに流通機構への商人の関わり方を、文書の残り方が間接的に証しているのである。

